

経済産業省告示第九十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第一百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十一日から施行する。

平成二十二年四月十六日

経済産業大臣 直嶋 正行

二の表の繼へに次のように加える。

エリトリア			輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物
-------	--	--	--------------------------